

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 5 月 20 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 ジ-ライフ カブシキガイシャ G-LIFE株式会社  
 住所 〒619-0214 京都府木津川市木津川原田34番地34  
 代表者氏名 ダイエウトリシマリヤク ミウラ マサヤ 代表取締役 三浦 雅也  
 電話番号 0774-72-8901  
 FAX番号 0774-72-8901  
 メールアドレス g-life@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。  
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 4 年 5 月 20 日

申請者 氏名又は名称 <sup>ジ-ラ-イフ</sup> G-LIFE株式会社  
住 所 〒619-0214京都府木津川市木津川原田34番地34  
代表者氏名 代表取締役 <sup>ミウラ マサヤ</sup> 三浦 雅也  
電話番号0774-7-8901

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <sup>ミウラ マサヤ</sup> 三浦 雅也 取締役 <sup>ミウラ ユカ</sup> 三浦 由佳	
事業の範囲	管工事、給排水及び衛生設備工事の設計及び施工、保守及び管理
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	ジェライフ G-LIFE 株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 619-0214 住所 京都府木津川市木津川原田34番地34  電話番号 0774-72-8901 F AX番号 0774-72-8901 メールアドレス g-life@kcn.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
三浦 雅也	第230818号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 4年 5月 20日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用 の機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	XB180	1	
	三脚バイス		1	
	塩ビカッター		2	
	充電式レシプロソー	JR188DZK	2	
管の加工用 の機械器具	やすり	平型、半丸形	2	
	パイプねじ切り器	S40AIII	1	
	フレキ管加工機 (カシメール)	13~20mm	1	
管の接合用 の機械器具	トーチンランプ	ガスボンベ式	2	
	パイプレンチ	13~100mm	10	
	スパナ		8	
水圧テスト ポンプ	テストポンプ	TP50B	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 5 月 20 日

申請者

氏名又は名称 G-LIFE株式会社

住 所 京都府木津川市木津川原田34番地34

代表者氏名 代表取締役 三浦 雅也

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

京都府木津川市木津川原田34番地34  
G-LIFE株式会社

会社法人等番号	1300-01-070599
商号	G-LIFE株式会社
本店	京都府木津川市木津川原田34番地34
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。
会社成立の年月日	令和3年11月22日
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築工事並びに建物の増改築、建替え及びリフォームの請負及び施工</li> <li>2 ガス機器及び電気機器等の住宅設備機器の販売及び施工</li> <li>3 ガス工事の請負及び施工</li> <li>4 空調設備工事の設計、施工、保守及び管理</li> <li>5 管工事、給排水及び衛生設備工事の設計及び施工、保守及び管理</li> <li>6 電気設備工事の設計、施工、保守及び管理</li> <li>7 土木工事及び解体工事業</li> <li>8 大工工事及び屋根工事業</li> <li>9 内装仕上工事業</li> <li>10 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理</li> <li>11 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務</li> <li>12 古物営業法に基づく古物の売買</li> <li>13 損害保険代理業</li> <li>14 前各号に附帯又は関連する一切の業務</li> </ol>
発行可能株式総数	200株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株
資本金の額	金500万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の発行する株式の譲渡による取得については、当会社の承認を受けなければならない。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には、当社が承認したものとみなす。
役員に関する事項	取締役 三浦雅也
	取締役 三浦由佳

京都府木津川市木津川原田34番地34  
G-LIFE株式会社

	京都府木津川市木津川原田34番地34 代表取締役 三浦雅也
登記記録に関する 事項	設立  令和 3年11月22日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 4年 5月20日

京都地方法務局木津出張所

登記官

中 島 昌 文



G-L I F E 株式会社 定款

令和 3 年 11 月 12 日 作 成  
令和 3 年 11 月 15 日 公証人認証  
令和 3 年 11 月 22 日 会社成立





# G-L I F E株式会社定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、G-L I F E株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 建築工事並びに建物の増改築、建替え及びリフォームの請負及び施工
2. ガス機器及び電気機器等の住宅設備機器の販売及び施工
3. ガス工事の請負及び施工
4. 空調設備工事の設計、施工、保守及び管理
5. 管工事、給排水及び衛生設備工事の設計及び施工、保守及び管理
6. 電気設備工事の設計、施工、保守及び管理
7. 土木工事及び解体工事業
8. 大工工事及び屋根工事業
9. 内装仕上工事業
10. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
11. 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務
12. 古物営業法に基づく古物の売買
13. 損害保険代理業
14. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を京都府木津川市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。



## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、200株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、当社の承認を受けなければならない。

- 2 当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には、当社が承認したものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第9条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。



(招集通知)

第12条 株主総会を招集するには、株主総会の日から1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(株主総会の議長)

第13条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

2 社長たる取締役に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第15条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の資格)

第17条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。



(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第20条 取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 代表取締役社長は、当会社の業務を執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第24条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。



## 第6章 附則

(設立に際して発行する株式)

第25条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は100株とし、その発行価額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第26条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

2 当会社の成立後の設立時資本金の額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第27条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年9月末日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第28条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 三浦雅也

設立時取締役 三浦由佳

設立時代表取締役 三浦雅也

(発起人の氏名ほか)

第29条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額及び現物出資する財産の価額は、次のとおりである。

住所 京都府木津川市木津川原田34番地34

発起人氏名 三浦雅也

金銭出資により割当てを受ける普通株式 70株

払い込む金銭の額 金350万円

現物出資により割当てを受ける普通株式 30株

現物出資する財産の価額 金150万円

(現物出資)

第30条 当会社の設立に際して現物出資をする者の氏名、出資の目的である財産、その価額及びこれに対して与える株式の数は、別表のとおりとする。



(法令の準拠)

第31条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、G-L I F E株式会社設立のため、発起人 三 浦 雅 也 の定款作成代理人  
岩 下 洋 樹 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 3年 11月 12日

G-L I F E株式会社

京都府木津川市木津川原田34番地34

発 起 人            三 浦 雅 也

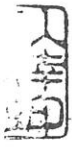
上記発起人の定款作成代理人

奈良県生駒市谷田町1289番地11

岩 下 洋 樹



電 子 署 名



(定款別表)

当会社の設立に際して現物出資をする者の氏名、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える株式の数は、次のとおりとする。

1 現物出資者の氏名

三浦雅也

2 現物出資の目的たる財産の表示及びその価格

名称 ステップワゴンスパーク 小型乗用車1台

販売者名 ホンダ

車体番号 RK5-1333428

平成 25年 5月製造

型式 DBA-RK5

この価格 金 70万円

名称 NV100クリッパーバン 軽貨物自動車1台

販売者名 ニッサン

車体番号 DR17V-107192

平成 27年 6月製造

型式 HBD-DR17V

この価格 金 40万円

名称 エブリイ 軽貨物自動車1台

販売者名 スズキ

車体番号 DA17V-281201

平成 29年 12月製造

型式 HBD-DA17V

この価格 金 40万円

3 以上に対して与える株式の数 30株



# 同一の情報の提供

提供の日付： 2021年11月15日

公証人： 13010026 早川幸延



所属法務局： 京都地方法務局

公証役場： 京都公証人合同役場

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町

436番地の2

請求対象の登簿管理番号： 21-1301002602000287

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象認証日： 2021年11月15日

請求対象の処理公証人： 13010026 早川幸延

所属法務局： 京都地方法務局

公証役場： 京都公証人合同役場

京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町

436番地の2

## 認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。



この定款は現行のものと  
相違ない

R4.5.20

G-LIFE 株式会社

代表取締役 三浦 雅也



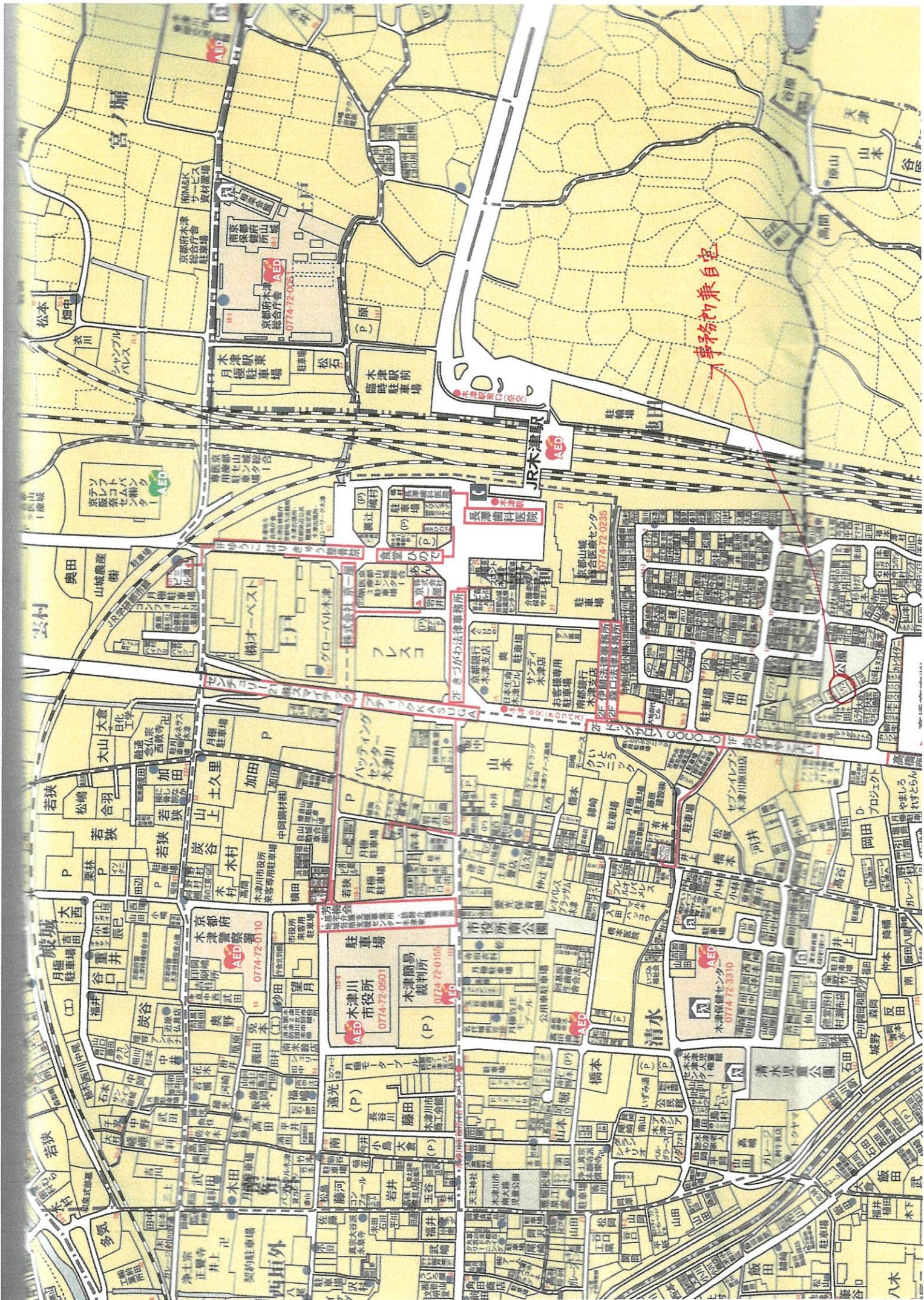
給水装置工事主任技術者証



免状番号 第230818号  
交付年月日 平成17年 9月16日  
本籍 京都府  
フリガナ ミウラ マサヤ  
氏名 三浦 雅也  
生年月日 昭和47年 5月24日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長





事務所兼自室

木津川市役所  
AED 0774-72-0500  
(P)

木津簡易裁判所  
AED 0774-72-0155  
(P)

木津川総合センター  
AED 0774-72-3310

京都府木津総合庁舎  
AED 0774-72-0110

京都府木津総合庁舎  
AED 0774-72-0033

JR木津駅  
AED

木津駅前  
臨時駐車場

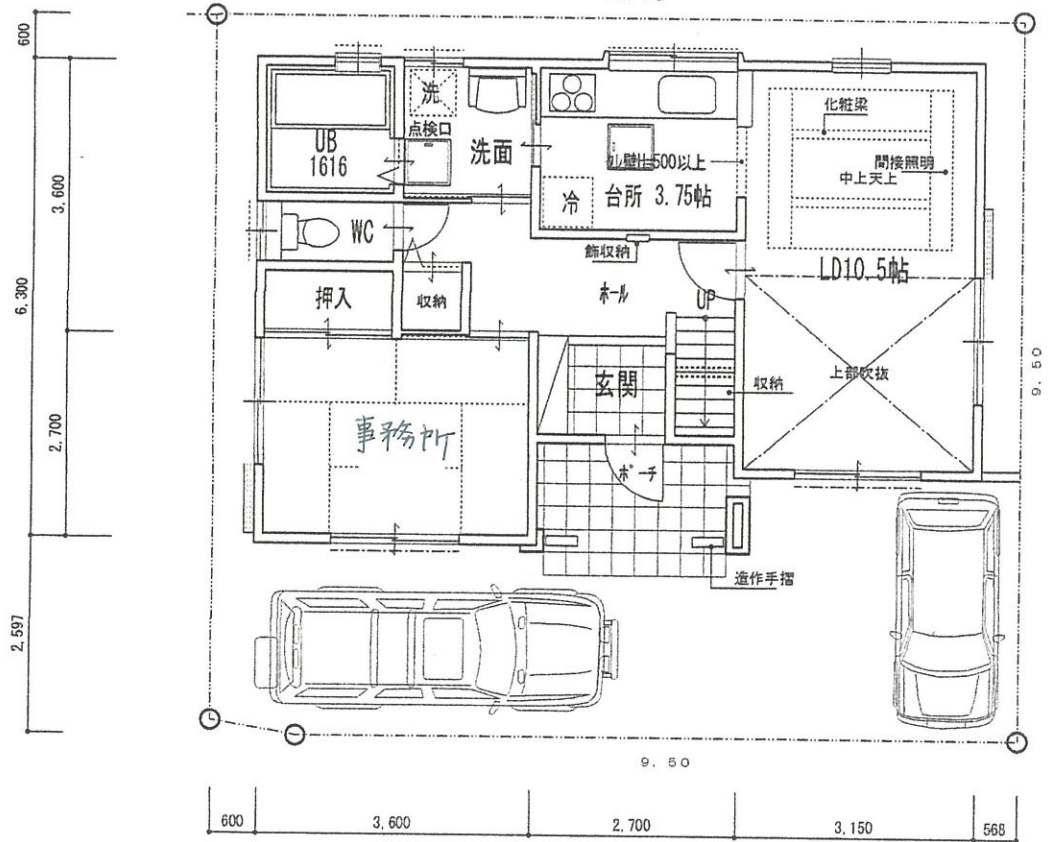
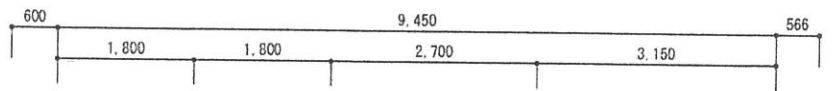
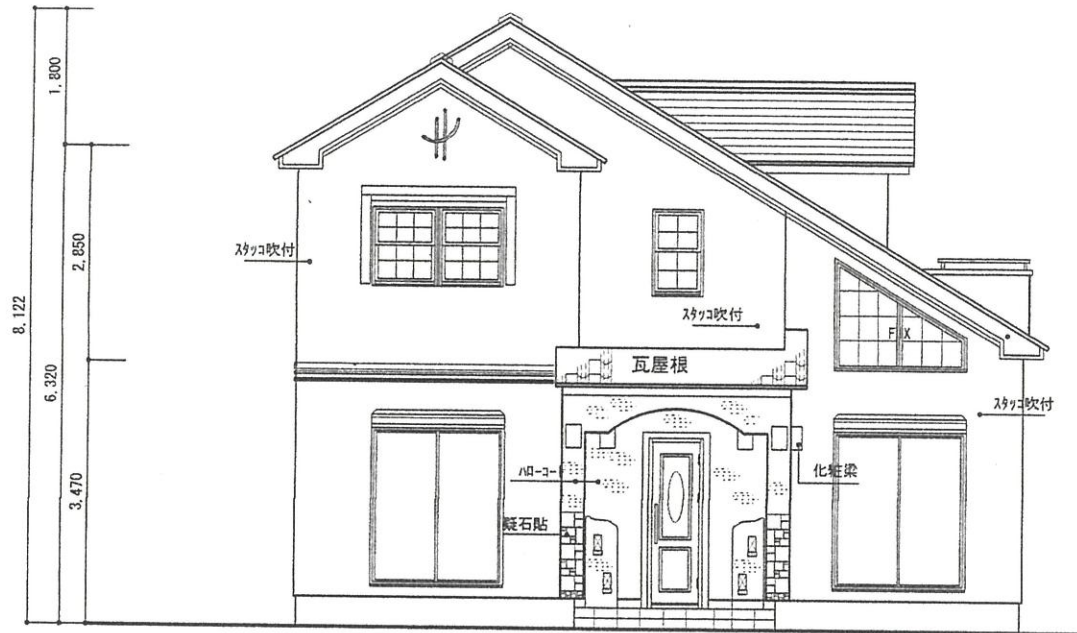
木津駅東  
月極駐車場

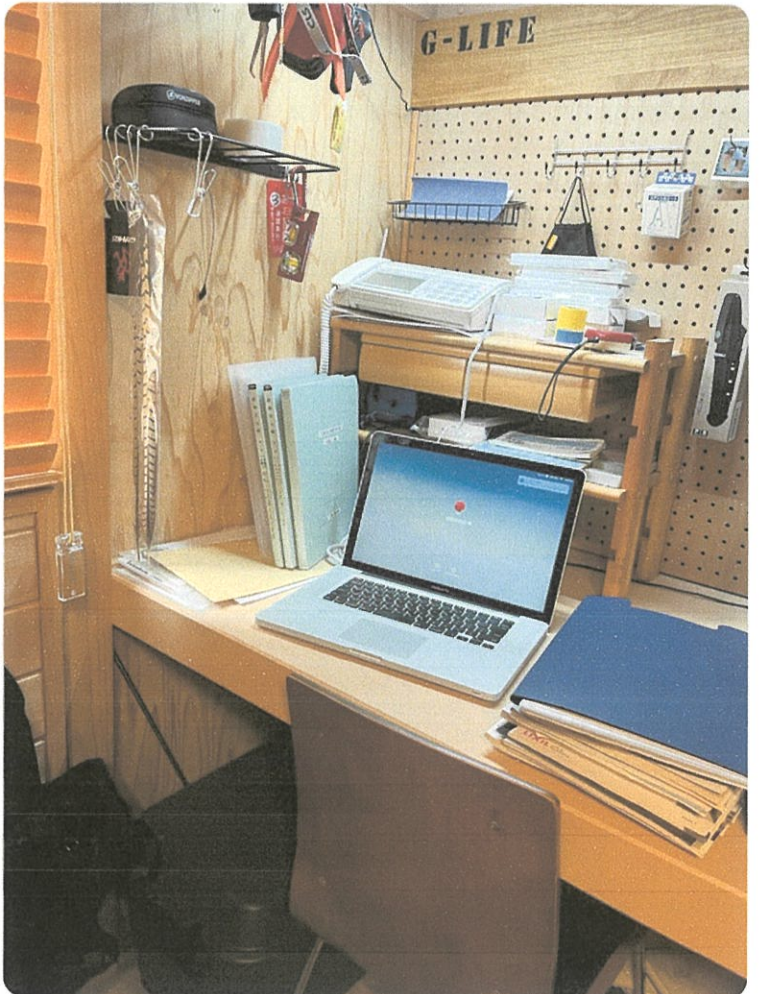
京都府木津総合庁舎  
AED 0774-72-0033

京都府木津総合庁舎  
AED 0774-72-0033

京都府木津総合庁舎  
AED 0774-72-0033

京都府木津総合庁舎  
AED 0774-72-0033







倉庫

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 5 月 20 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 <sup>ミーフ カシキガイシャ</sup>G-LIFE株式会社  
 住所 〒619-0214 京都府木津川市木津川原田34番地34  
<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 <sup>ダイエウ トシマツヤク ミウラ マサヤ</sup>代表取締役 三浦 雅也  
 電話番号 0774-72-8901  
 FAX番号 0774-72-8901  
 メールアドレス g-life@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 4年 5月 20 日

届出者

氏名又は名称 G-LIFE 株式会社

住 所 京都府木津川市木津川原田 34 番地 34

代表者氏名 代表取締役 三浦 雅也

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選 任 の届出  
解 任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	G-LIFE 株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ミウラ マサヤ 三浦 雅也	第 230818 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第230818号  
交付年月日 平成17年 9月16日  
本 籍 京都府  
フリガナ ミウラ マサヤ  
氏 名 三浦 雅也  
生年月日 昭和47年 5月24日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

